最終更新日：2018年6月28日

東急建設株式会社
取締役社長 今村 俊夫
問合せ先：経営戦略本部 経営企画部コーポレート・コミュニケーショングループ 03-5466-5008
証券コード：1720
http://www.tokyu-cnst.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、東急建設の“あるべき姿（理想とする企業像）”を「存在理念」「経営理念」「行動理念」の3つからなる「企業理念」として掲げ、あるべき姿に近づくために、企業活動を通じて社会に貢献し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。コーポレートガバナンスの強化および充実は、こうした取り組みを進めるうえでの重要な経営課題の一つであり、当社は、常にその改善に努め、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを追求しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳】
議決権行使プラットフォームの利用につきましては、当面、利用する予定はありませんが、機関投資家や外国人投資家の保有比率等に留意しつつ、引き続き検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 いわゆる政策保有株式】
（1）政策保有株式に関する保有方針
当社は、取引関係を強化し良好な関係を維持することにより、良質な条件での建設工事の受注、ひいては当社の企業価値向上に資することを目的として、取引先が発行した株式を保有しております。また、これらの株式については、毎年、経済合理性や将来の見通し等を総合的に検証し、取締役会にて確認することとしております。
（2）政策保有株式に係る議決権の行使基準
議決権の行使にあたっては、個別の議案内容を精査し、発行会社の健全な経営や企業価値の向上に繋がるものであるか、発行会社の財産や株主価値が毀損する可能性がないか等、総合的観点から議案への賛否を判断することとしております。

【原則1-7 関連当事者間の取引】
関連当事者との取引にあたり、当社は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、社内規程に基づいた承認手続きを行うこととしております。

【原則3-1 情報開示の充実】
（1）経営理念等、経営戦略、経営計画
a．企業理念・企業ビジョン
当社ウェブサイト（http://www.tokyu-cnst.co.jp/company/vision.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。
b．中期経営計画
当社ウェブサイト（http://www.tokyu-cnst.co.jp/ir/strategy.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。
（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
a．基本的な考え方
本報告書の「1．1．基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。
b．基本方針
当社ウェブサイト(http://www.tokyu-cnst.co.jp/company/governance.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。
（3）取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続
各取締役の報酬額は、役位、業務執行状況および従業員の給与水準等、当社の定める一定の基準に基づき、取締役会の諮問機関である独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会の答申および取締役会の決議を経た上で、決定することとしております。
また、各監査役の報酬は、監査役会の協議により決定することとしております。
なお、取締役および監査役の報酬額については、2008年6月25日開催の第5回定時株主総会において、取締役の報酬額を「年額360百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分の給与は除く）」、監査役の報酬額を「年額96百万円以内」と決議いただいております。また、取締役（社外取締役および国内非居住者を除く）の株式報酬については、株式交付信託を活用し、役位等に応じて付与される株式交付ポイントに基づき、当社株式および金銭を交付および給付することとしております。
（4）取締役等の選任・指名を行うに当たっての方針と手続
取締役および監査役は、優れた人格、見識、能力および豊富な経験とともに、高い倫理観を有している者であり、性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性を考慮して、取締役候補者および監査役候補者を決定することとしております。
また、取締役候補者は、指名・報酬委員会の答申を経た上で、取締役会で決定することとしており、監査役候補者は、指名・報酬委員会の答申ならびに監査役会の同意を得た上で、取締役会で決定することとしております。
（5）取締役等の個々の選任・指名についての説明
取締役等の選任理由につきましては、株主総会招集ご通知に記載しておりますので、ご参照ください（http://www.tokyu-cnst.co.jp/ir/meeting/shoshu.html）。
【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】
取締役会は、法令および社内規程の定めに従い、取締役会決定事項以外の業務執行について、適切にその意思決定を業務執行取締役や執行役員に委任しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性の基準及び資質】
当社ウェブサイト（http://www.tokyu-cnst.co.jp/company/governance.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
性別、年齢、技能その他取締役会の構成の多様性を考慮するとともに、当社の事業規模に応じた適切な員数の候補者を決定しております。

【補充原則4-11-2　役員の兼任状況】
役員の兼任状況につきましては、株主総会招集ご通知に記載しておりますので、ご参照ください。（http://www.tokyu-cnst.co.jp/ir/meeting/shoshu.html）

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性の分析・評価】
当社では、コーポレートガバナンス基本方針において、取締役会が適切に機能しているか毎年評価を行い、その結果の概要を開示する旨を定めております。
2017年度は、外部のコンサルタントの協力のもと、取締役会の実効性に関する無記名方式のアンケートを、取締役会の構成員である全ての取締役および監査役に実施するなど、役員個々の意見を求めやすい方法で実施しました。
以上を通じて出された取締役会の課題等について、社外役員を主要な構成員とするガバナンス委員会で審議を行い、その結果を取締役会において確認し、実効性の評価を行いました。評価結果の概要は以下のとおりです。
アンケート等からは、概ね肯定的な評価を得ており、当社の取締役会は、実効性が十分確保されていることを確認するとともに、前年度に課題とした取締役会の資料提供時期や報告事項の内容について、着実に改善が進んでいることを確認しました。一方で、取締役会の審議をなお一層活性化させる取り組みが必要との意見があったため、今後、対応を図ってまいります。
【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社ウェブサイト（http://www.tokyu-cnst.co.jp/company/governance.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
当社ウェブサイト（http://www.tokyu-cnst.co.jp/company/governance.html）に掲載しておりますので、ご参照ください。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
東京急行電鉄株式会社	15,362,777	14.40
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,460,000	6.05
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,673,600	4.38
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 大成建設口 再信託受託者　資産管理サービス信託銀行株式会社	4,000,000	3.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・東京急行電鉄株式会社退職給付信託口）	3,520,000	3.30
清水建設株式会社	3,000,000	2.81
三井住友信託銀行株式会社	2,945,300	2.76
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,550,000	2.39
株式会社きんでん	1,924,000	1.80
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（退職給付信託口・東京急行電鉄株式会社口）	1,760,000	1.65

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	建設業

直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、東京急行電鉄株式会社を中核企業とする東急グループの一員であり、同社との間には人的関係・取引関係がありますが、独立した事業展開を行っており、経営上の独立性は確保されていると認識しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大塚　弘	他の会社の出身者								△			
久保田　豊	他の会社の出身者								△			
巴　政雄	他の会社の出身者					○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大塚　弘	○	大塚弘氏は、京成電鉄株式会社の元代表取締役社長、現在は、同社名誉相談役であり、当社は同社との間に建設工事の受注等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	大塚弘氏については、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業に精通した立場からの意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

久保田　豊	○	久保田豊氏は、相模鉄道株式会社（現・相鉄ホールディングス株式会社）の元常務取締役、2005年6月まで同社の取締役であり、当社は相鉄ホールディングス株式会社の子会社との間に建設工事の受注等の取引がありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	久保田豊氏については、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および鉄道事業や建設事業に精通した立場からの意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。また、同氏は、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
巴　政雄		―	巴政雄氏については、東急グループの中核企業である東京急行電鉄株式会社の代表取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識および経営管理全般に精通した立場からの意見を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、取締役等の人事・報酬に係る取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする指名・報酬委員会を設置し、取締役等の人事・報酬に関する取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図っております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、年度監査計画書に基づく内部監査を内部統制推進室が実施している。内部監査の結果については、経営者に報告し、監査役監査の効果的な実施に資するよう、監査役と緊密な連携を保っている。監査役と会計監査人とは、監査体制、監査計画、監査実施状況等について定期的に会合を持つほか、適宜意見・情報の交換を行い、監査機能の実効性を高めるため、相互に連携強化を図っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
恩田　勲	公認会計士										○			
齋藤　洋一	弁護士										○			

加藤　善一	その他														

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
恩田　勲	○	当社は、恩田勲氏が代表取締役社長に就任している株式会社ＧＴＭ総研に経理等事項に関する顧問契約に係る報酬等の支払いがありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。なお、同氏は、当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人の常務理事でありましたが、当社監査役就任以前に退任しており、同監査法人の意思に影響される立場になく、当社と同監査法人との間にも記載すべき特別な利害関係はありません。	恩田勲氏については、公認会計士および税理士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、同氏は、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
齋藤　洋一	○	齋藤洋一氏は、弁護士であり、当社は同氏が所属する法律事務所に弁護士報酬等の支払いがありますが、取引の規模、性質に照らして、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	齋藤洋一氏については、弁護士としての専門的な見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、同氏は、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。
加藤　善一	○	―	加藤善一氏については、行政機関等における豊富な経験と経歴を通じて培われた幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため、社外監査役として選任しております。また、同氏は、当社が定める独立性に関する基準を満たしており、同氏は一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす全ての社外役員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他

該当項目に関する補足説明 更新

取締役（社外取締役および国内非居住者を除く）に対して、中長期的な業績向上および株主価値の最大化への貢献意識を一層高めることを目的として、株式報酬制度を導入しており、株式交付信託を活用し、取締役の役位等に応じて付与される株式交付ポイントに基づき、当社株式および金銭を交付および給付します。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2018年3月期において当社の取締役および監査役に支払った報酬の額は、取締役に対し212百万円（うち社外取締役13百万円）、監査役に対し40百万円（うち社外監査役14百万円）であります。なお、この報酬額には、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む）は含んでおりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

本報告書の「1．1．基本的な考え方」の［コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示］［原則3-1　情報開示の充実］「（3）取締役等の報酬を決定するに当たっての方針と手続」に記載しておりますので、ご参照ください。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役に対しては、緊急性、重要性を勘案して取締役会議案の事前説明を実施するなど、情報の伝達および共有を図る体制をとっております。社外監査役に対しては、監査役事務局に専任スタッフを配置し、取締役会議案の事前説明を実施するなど、情報の伝達および共有を図る体制をとっております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社は監査役制度と執行役員制度を採用しております。
［取締役会］
当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役は3名であり、2名が独立役員）で構成され、取締役は各事業年度の経営責任を明確にするとともに経営体制を機動的に構築するため、任期を1年としております。また、社外取締役は経営者としての豊富な知見と経験に基づき議案の審議に必要な意見表明を適宜行うなど、取締役の業務執行の適法性を確保するための強力なけん制機能を発揮しております。
［執行役員］
業務執行における意思決定の迅速化および部門機能の強化を図るため、取締役会は、専任の執行役員28名を選任しており、任期は取締役と同様に1年としております。
［経営会議の設置］
重要な経営方針や経営課題については、代表取締役を中心に取締役7名からなる経営会議（2017年度は45回開催）を適宜開催することにより、意思決定の迅速化を図っております。
［監査役会および監査役］
当社の監査役会は、監査役5名（うち社外監査役は3名であり、全員が独立役員）で構成されております。また、社外監査役には専門的見識を持った弁護士および公認会計士を招聘し、コンプライアンス経営に則した業務監査機能の強化を図っております。各監査役は、職務の分担等に従い、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会や重要な会議への出席、重要な決裁書類の閲覧を行うほか、担当部門等へ業務執行状況について聴取・調査を実施し、必要に応じ子会社等から事業の報告を受けるなど取締役の業務執行を監査し、その結果について取締役へ監査報告を行うこととしております。また、監査役の職務を補助するため、監査役事務局に専任スタッフを配置しております。
［会計監査人］
2018年3月期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、松尾浩明氏、井上裕人氏の2名であり、新日本有限責任監査法人に所属しております。会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他13名であります。
［指名・報酬委員会］
前記「1．機関構成・組織運営等に係る事項」の［取締役関係］の「補足説明」に記載しておりますので、ご参照ください。
［ガバナンス委員会］
コーポレートガバナンス全般に関する取締役会の諮問機関として、社外取締役および社外監査役を主要な構成員とするガバナンス委員会を設置しており、当社のコーポレートガバナンスの継続的な充実と企業価値向上を図っております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、社外取締役3名、社外監査役3名を選任し、社外取締役を含む取締役会と、社外監査役を含む監査役により、業務執行を監督・監査する体制が最適と考えており、社外取締役は経営者としての豊富な知見と経験に基づき取締役会の議案の審議に必要な意見表明を行うなど、取締役の業務執行の適法性を確保するための強力なけん制機能を発揮しております。

社外監査役は、各人の豊富な知見と経験に基づき取締役会の意思決定の妥当性および適正性を確保すべく議案の審議に必要な意見表明を適宜行うとともに監査役会において重要な協議や監査結果について必要な発言を行っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	6月26日の株主総会に対し、6月7日に　発送（18日前）
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避して開催しております。
招集通知（要約）の英文での提供	招集ご通知の一部英訳版を作成し、東京証券取引所に提出するとともに、当社ホームページに掲載しております。
その他	株主総会において株主様に、事業報告をより深くご理解いただくため、映像によるご説明を行っております。また、招集ご通知は、発送日前にTDnet および当社ウェブサイトに掲載しております。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて公開	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家向けに年2回説明会を実施して経営状況を説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報等の適時開示資料、経営計画、業績推移、株主総会招集ご通知、IRカレンダー	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「コーポレートガバナンス基本方針」に株主をはじめ顧客、従業員、地域社会など様々なステークホルダーとの適切な協働に努める旨を定め、取り組んでおります。また、「東急グループコンプライアンス指針」に則り、「コンプライアンス規範」を制定し、投資家、お客様、従業員などのステークホルダーを尊重した業務遂行や適時・適切・公正な情報開示等に取り組んでおります。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、快適な地球環境の保全に全力をあげて努めることを基本理念とした環境憲章を定め、建設廃棄物の発生抑制とリサイクル、省エネルギー、省資源などに取り組み、環境の継続的な改善を実施しております。ＣＳＲ活動につきましては、当社ＣＳＲ基本方針に則り実施しております。具体的な活動内容につきましては、統合報告書（http://www.tokyu-cnst.co.jp/csr/index.html）をご覧ください。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「コーポレートガバナンス基本方針」や「ディスクロージャーポリシー」に金融商品取引法等の関係法令や金融商品取引所の定める適時開示規則等に従い適時・適切な情報開示に努める旨を定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制について、当社は、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

a．取締役は、「コンプライアンス規範」の周知を図り、率先してコンプライアンスを推進するとともに、使用人は、法令および定款を遵守し、コンプライアンスを実践する。

b．法令および定款等に違反した行為の未然防止および早期発見を図るべく、内部通報に係る社内規程の周知徹底を図り、運用する。

c．内部監査部門は使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、監査を実施する。

d．取締役の業務執行の適法性を確保するための強力なけん制機能として、社外取締役を複数名選任する。

e．財務報告の信頼性および適正性を確保するため財務報告に係る社内規程等を整備し、その運用状況が有効に機能することを継続的に検証する。

f．反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a．取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、社内規程および運用マニュアルに従い、適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行う。

b．電子決裁システムの導入による業務執行のシステム化およびデータベース化を行い、担当役員の所管のもとで運用・管理を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a．コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティに係るリスク管理については、それぞれの担当部署において、社内規程に従い対応することとし、新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者を定め対処する。

b．全社の全般的な業務執行方針の周知と業務執行の状況報告、協議調整のため、「事業部門長会議」を開催する。

c．工事受注、不動産取引、その他事業投資に係わるリスクについて、各々組織横断的な仕組みとして「本社リスク管理協議会」、「受注協議会」、「海外受注協議会」、「不動産取引審査会」、「事業投資審査会」を設け、リスクの事前検証・モニタリングを実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

a．取締役制度については、原則として毎月１回開催する定例取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催することにより経営の意思決定の迅速化・効率化を図るほか、各事業年度の経営責任を明確にするとともに経営体制を機動的に構築するため取締役の任期を１年とする。

b．取締役会規程によって定められている付議基準に該当する業務執行については、その事項のすべてを取締役会に付議することを遵守する。

c．重要な経営方針や経営課題については、代表取締役を中心とした経営会議を適宜開催することにより、意思決定の迅速化を図る。

d．執行役員制度の導入により、業務執行における意思決定の迅速化および部門機能の強化を図る。

e．経営理念に基づく、中期経営計画、年度実行計画、部門実行計画を策定し、その達成に向け、各部門において業務執行を行い、達成状況の定期的な報告により検査を行う。

f．日常の業務執行に際しては、「業務権限規程」により各部門の責任者に権限の委譲を行い、その責任者が業務執行を行う。

(5) 当社企業集団における業務の適正を確保するための体制

a．当社グループは、当社グループの企業価値向上を目的として、「グループ会社管理規程」に基づき、一体的に経営を行うとともに、適切なリスク管理を実行する。

b．グループ会社経営会議等の開催や所管部門によるモニタリングを実施し、子会社等の営業および財産等の状況の報告を受けるほか、リスクやコンプライアンスの状況について把握し、適宜、助言・指導を行う。

c．子会社との事前協議および子会社等からの報告については、グループ会社所管部門長が対応するとともに、速やかに担当取締役に報告し、担当取締役は、必要に応じて経営会議や取締役会に報告する。

d．内部監査部門は、子会社等の業務の適正を確保するため監査を実施する。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a．監査役の職務を補助する組織は監査役直属の監査役事務局とし、事務局長および使用人を配置する。

b．監査役事務局の事務局長および使用人は、監査役の指揮命令下での職務に専任するものとし、その人事異動、評価については、監査役の同意を要する。

(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

a．監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会、経営会議、その他の重要な会議に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べる。

b．監査役は、当社および子会社の取締役および使用人等との意思疎通、情報の交換を行う。

c．監査役に報告すべき事項は、法令および監査役監査規程に定めるもののほか、監査役の　要請事項とする。

d．当社および子会社の取締役および使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や法令および定款違反に関する重大な事実を発見または報告を受けた場合は、監査役または監査役事務局に通報するか、当社内部通報窓口の「コンプライアンス相談・通報窓口」に通報する。

e．「コンプライアンス相談・通報窓口」の所管部署は、その通報の状況を、定期的に取締役会、経営会議に対して報告する。

f．当社は、通報者に対し、通報したことを理由に、いかなる不利な取扱いも行わない。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

a．監査役および監査役会は、代表取締役等に対して、監査役監査の重要性と有用性に対する認識および理解ならびに円滑な監査活動の保障など、監査役監査の環境整備に関する事項について要請を行う。

b．監査役および監査役会は、代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

c．監査役は、内部監査部門と緊密な連携を保つ。

d．監査役の職務の執行に関する費用については、その必要額を確保する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

□反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、内部統制システムの基本方針に「コンプライアンス規範」の周知徹底を規定し、反社会的勢力による不当要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応し、反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断する旨を定めております。

□反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

当社では、反社会的勢力に対しては「三ない主義（金を出さない・利用しない・恐れない）」を基本として、法的な判断を前提とし、個々の案件の内容に応じて適切な解決を図るよう努めております。具体的な整備状況は以下の通りです。

(1) 対応統括部署および不当要求防止責任者の設置状況

反社会的勢力による不当要求などが発生した場合、当該部門からの情報は既定の通報ルートに従って本社の総務および法務担当部門へと伝達され、対策や情報の共有化など、組織的に対応する体制としております。

(2) 外部の専門機関との連携状況

所轄の警察署担当者との緊密な連携を中心とする反社会的勢力排除のための連絡・通報体制を確立しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

暴力団追放運動推進都民センター主催の講習会などに積極的に参加して反社会的勢力の活動や対策に関する情報の収集に努めることにより、本社および各支店の総務部門における最新情報の保有と現業部門への情報提供を行っております。

(4) 対応マニュアルの整備状況

当社では「コンプライアンス・マニュアル」を作成し、あらゆる取引に際して、相手先が反社会的勢力ではないことを確認するとともに、「不当要求に対する対応マニュアル」を整備し、反社会的勢力の徹底的な排除に取り組んでおります。

(5) 研修活動の実施状況

所轄警察署の指導・協力を得て、反社会的勢力排除をテーマとした講習会を開催するとともに、最新法令の解説や最新事例の紹介を目的とした個別研修会を適宜実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

適時開示体制の概要
当社は、「公正で開かれた経営」を経営理念のなかに掲げ、コンプライアンスに則り、投資家の皆様やお客様、取引先、従業員など様々なステークホルダーにとって有意義な情報を、適時に情報開示できるように努めております。当社は、持続的に発展していくための経営システムを整備して、経営の透明性と内部統制機能の充実を図っております。
(1) 重要事実の把握・報告について
当社および子会社において適時開示の対象となる各種会社情報については、各本部、広域支店または子会社等にて把握され、本社の所管部署に報告され、所管部署を通じて情報取扱責任者である担当執行役員に報告されます。
(2) 重要事実の適時開示について
情報取扱責任者は、開示担当部署である経営企画部と情報内容と開示判断について協議、検討のうえ、発生事実については経営者に確認のうえ速やかに、決定事実、決算情報については会社意思決定機関の審議を経て、東京証券取引所へ会社開示情報の登録手続きを取ります。また、開示情報の内容に応じて報道機関や当社ウェブサイトを通じて情報公開いたします。
(3) 情報管理とコンプライアンスについて
各種会社情報については、インサイダー取引防止規程に基づいて情報管理を行うとともに、株券等の売買規制を実施しております。
なお、開示資料は、必要に応じて弁護士、会計監査人等の第三者からの助言、指導を受けて作成しております。

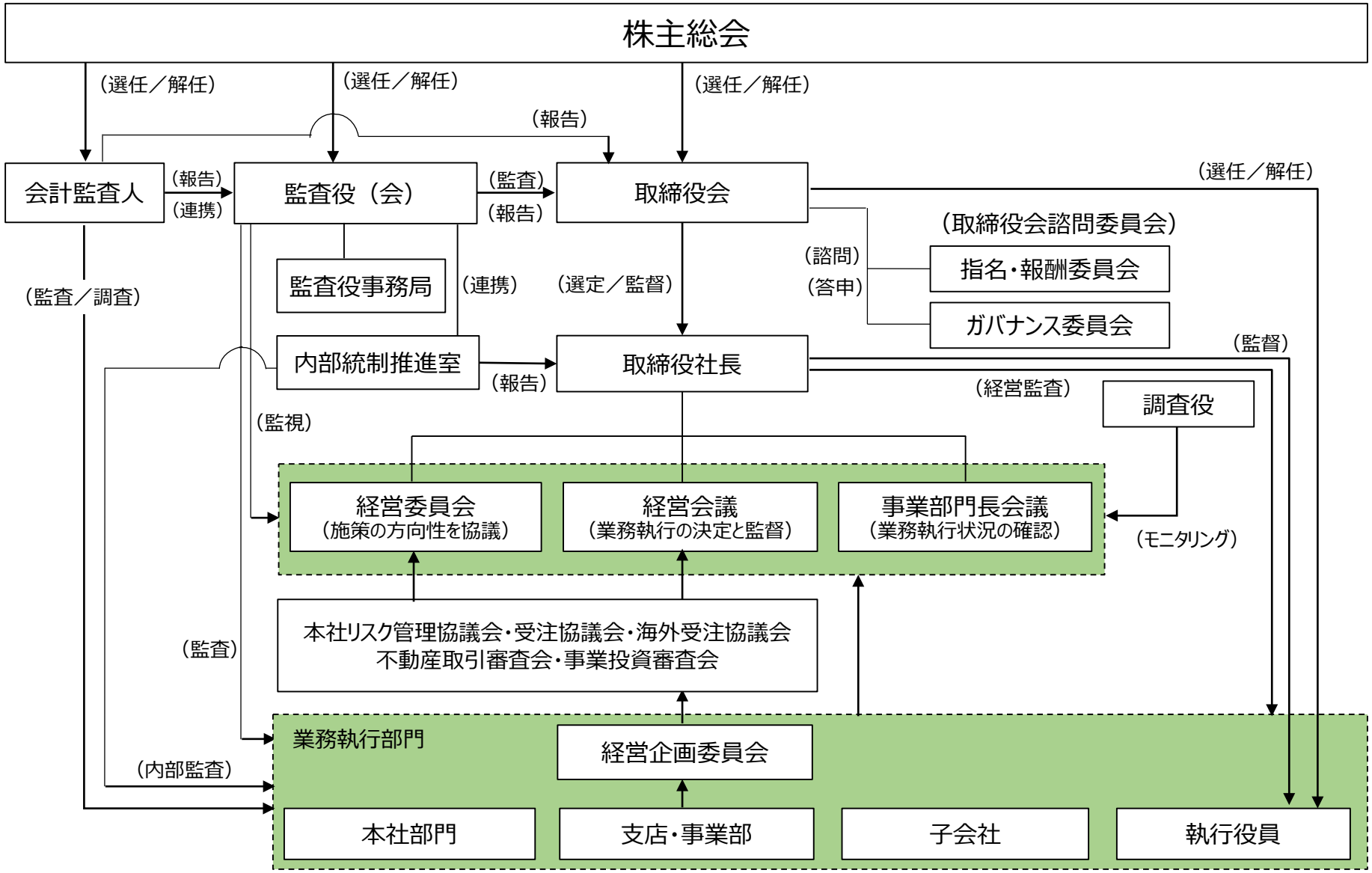
株主総会
（選任／解任）
（選任／解任）
（選任／解任）
（報告）
会計監査人
（報告）
（連携）
監査役（会）
（監査）
（報告）
取締役会
（選任／解任）
（取締役会諮問委員会）
（諮問）
（答申）
指名・報酬委員会
ガバナンス委員会
（監査／調査）
監査役事務局
（連携）
（選定／監督）
内部統制推進室
（報告）
取締役社長
（監督）
（経営監査）
調査役
（監視）
経営委員会
（施策の方向性を協議）
経営会議
（業務執行の決定と監督）
事業部門長会議
（業務執行状況の確認）
（モニタリング）
本社リスク管理協議会・受注協議会・海外受注協議会
不動産取引審査会・事業投資審査会
（監査）
業務執行部門
経営企画委員会
（内部監査）
本社部門
支店・事業部
子会社
執行役員